



21文科高第918号

# 認 証 書

団 体 名 教員養成評価機構

代 表 者 田 村 哲 夫

平成21年11月16日付けで申請のあった教員養成評価機構について、専門職大学院のうち教職大学院及び学校教育分野の認証評価を行う認証評価機関として、学校教育法第110条の規定により認証します。

平成22年3月31日

文部科学大臣 川 端 達 夫





【認証評価の対象】

1. ①専門職大学院設置基準第26条に規定される教職大学院。  
②専門職大学院設置基準第26条に規定される教職大学院以外の専ら幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする課程を置く専門職大学院（学校教育系専門職大学院）。
  
2. 学位の名称は，
  - ①「教職修士（専門職）」。
  - ②「学校教育修士（専門職）」又はこれに相当する名称。